

第8章 管理運営計画

1. 管理団体

文化財保護法によれば、指定文化財の保存管理の責任は、一義的に所有者にあるとされている（文化財保護法第119条1項、以下「法」という。）。ただし、所有者管理が困難であると明らかに認められる場合の代替措置として、文化庁長官が適当な地方公共団体等を管理団体に指定し、史跡等の保存のために必要な管理及び復旧を行わせることができる（法第113条1項）。史跡等の場合、国民的財産として、地域の身近な財産として、文化財の保護と活用が図られることが求められており、これらの実効性を高めるためには、地方公共団体が管理団体となり、必要な管理を行っていくことが有効と考えられる。

当史跡の場合も、指定地内に点在する本質的価値の保存と有効な公開活用の両立を考えると、逗子市が管理団体となり、指定地全体の管理・運営にあたることが望ましい。そこで、逗子市は、短期整備が終了し、まんだら堂やぐら群エリアが一般公開される平成22年春までに管理団体となることを目指し、管理団体指定を受けるために必要な条例、規則等の整備や管理方法、管理体制等を検討し、関係機関ならびに地権者と連絡調整を図る。

その一方で、指定地の日常的な維持管理や遺跡ガイド等については、将来的には、土地所有者や地域住民、ボランティア、NPO等を中心とした公開・活用に関わる新たな組織づくりの可能性を検討していく。

2. 管理団体が行う管理と所有者管理

一般的に、管理団体が指定されている史跡等において、管理団体が行う管理と所有者管理が行う管理は、次のように考えられる。

（1）管理団体が行う管理 …本質的価値に関わる部分

1) 保存に関する行為

- 本質的価値を保存管理するために必要な施設（標識、境界標、囲い柵、その他の施設）の設置及び維持管理
- 災害等によって本質的価値が毀損もしくは衰亡・滅失している場合の復旧措置及び維持管理
- 本質的価値が毀損もしくは衰亡・滅失の恐れがある場合の予防的措置及び維持管理
- 埋蔵文化財の現状保存措置

2) 公開活用に関する行為

- 本質的価値を顕在化させるために必要な整備（遺構の表現整備、平場の植生管理、地上に露出した遺構周辺の公開活用エリアの環境整備等）及び維持管理
- 本質的価値についての理解を助けるための活用施設（説明板、案内板、その他の施設）の整備及び維持管理
- 来訪者の利便性を向上するための施設（便益施設、休憩施設、その他の施設）の整備及び維持管理

（２）所有者が行う管理 …土地そのものの維持行為

1) 保存に関する行為

○本質的価値以外の土地そのものの管理（清掃、樹木の維持管理等）

3. 公開後の運営計画

3－1 指定地全体の管理運営計画

短期整備が終了し、まんだら堂やぐら群エリアが公開される平成 22 年春を目処に、史跡全体を有効に活用するための運営計画を立案する。また、そのために必要な管理・運営経費の確保が、今後の重要な課題である。

公開後の指定地全体の管理及び公開・活用のプログラム（案）は、以下の通りである。

① 管理	公開エリアの日常的な点検・巡視・清掃 植栽の管理・育成 倒木処理 植生の除草 等
② 公開・活用	パンフレットの作成（指定地全体、まんだら堂やぐら群エリア） まんだら堂やぐら群エリア管理人の配置 ボランティアの育成（ガイド、維持管理等） 学校行事との連携、生涯学習活動の企画・提案 遺跡見学会や現地説明会の開催 広報やホームページへの掲載 交通媒体への広告掲載 等

3－2 まんだら堂やぐら群エリアの管理運営計画

まんだら堂やぐら群エリアのうち、A群・B群やぐらとその前面の平場は、短期整備で整備を完了し、平成 22 年春より公開する。エリア内は常時公開（ただし、定休日は設ける）を原則とするが、不法侵入者や悪質ないたずらが後を絶たない現状を踏まえ、公開時間は制限する方向で公開までに具体的な検討を進めることとする。

公開時間中は、出入口の開錠・施錠、受付、エリア内の見廻り、簡単な維持管理等を行うためのスタッフが必要であることから、常時、数名程度の管理人を配置することを検討する。

また、管理団体は観覧料を徴収することができる（法第 116 条第 3 項）ことから、逗子市が管理団体に指定された場合には、観覧料を徴収する方向で検討することとし、そのために必要な条例や規則等の整備を進める。

4. 植生管理計画

指定地及び周辺地域における植生の維持管理は、大きく以下の項目に分類される。

- ① 定期的な除草管理 … 公開エリアの地形の顕在化、維持管理のための除草
- ② 景観保全のための維持管理 … 景観の保全のための樹木の伐採や剪定
- ③ 緑地環境の維持管理 … 緑地環境の健全な維持のための樹木の間伐等

これらについて、具体的な管理計画を以下に示す。

4-1 定期的な除草管理

地形（遺構）を顕在化させたり、公開エリアを快適な空間として維持するために必要な定期的な除草（草刈り）を行う。以下に具体的な対象範囲、方法を示す。

（1）対象範囲

除草の対象範囲は、公開活用の対象となる以下のエリアである。

表8-1 定期的な除草（草刈り）の対象範囲

エリア		対象場所	面積（㎡）	
			機械	人力
A-1	第1切通	第1切通の道の両側	200	—
B-1	まんだら堂やぐら群	A群・B群やぐら周辺	—	800
		A群前面平場の西側	2,200	—
		C群上ビューポイント及び1段下の平場	400	—
B-2	東平場	3段に連なる平場	700	400
B-3	西平場	西平場、北側の帯状平場	2,000	—
C-1	大切岸	大切岸前面の平場	1,500	—
C-2	石切場跡	石切場跡前面の平場	100	—
小計			7,100	1,200
合計			約 8,300 ㎡	

※除草方法の考え方は、基本的には機械除草とし、遺構の近傍、斜面地等は人力除草とした。

（2）方法及び回数

定期的な草刈りは、機械除草を基本とするが、遺構の近傍や斜面地等は人力除草とする。また、刈り取った草は集積し、適切に処分する。

実施回数は、雑草が伸びていない状態を維持できることを目標に、年間5回程度とする。具体的な実施時期は、雑草の生育が盛んな4、6、7、8、9月頃が適当と考えるが、その年の気候や現地状況に応じて決定する。

定期的な草刈りの対象エリアは、面積が広大であるため、年間を通じた維持管理には相当な労力がかかることが容易に想像される。したがって、雑草の生育を抑制する効果のある除草材等の使用も積極的に検討する。使用に先立っては、必ず効果確認のための試験を行う。また、刈り取った草の搬出は、史跡の立地上困難であることから、指定地内での処理方法（例えば、微生物による分解処理等）を積極的に検討する。

図8-1 植生管理計画図 S=1:2,000 (A3サイズ) を縮小

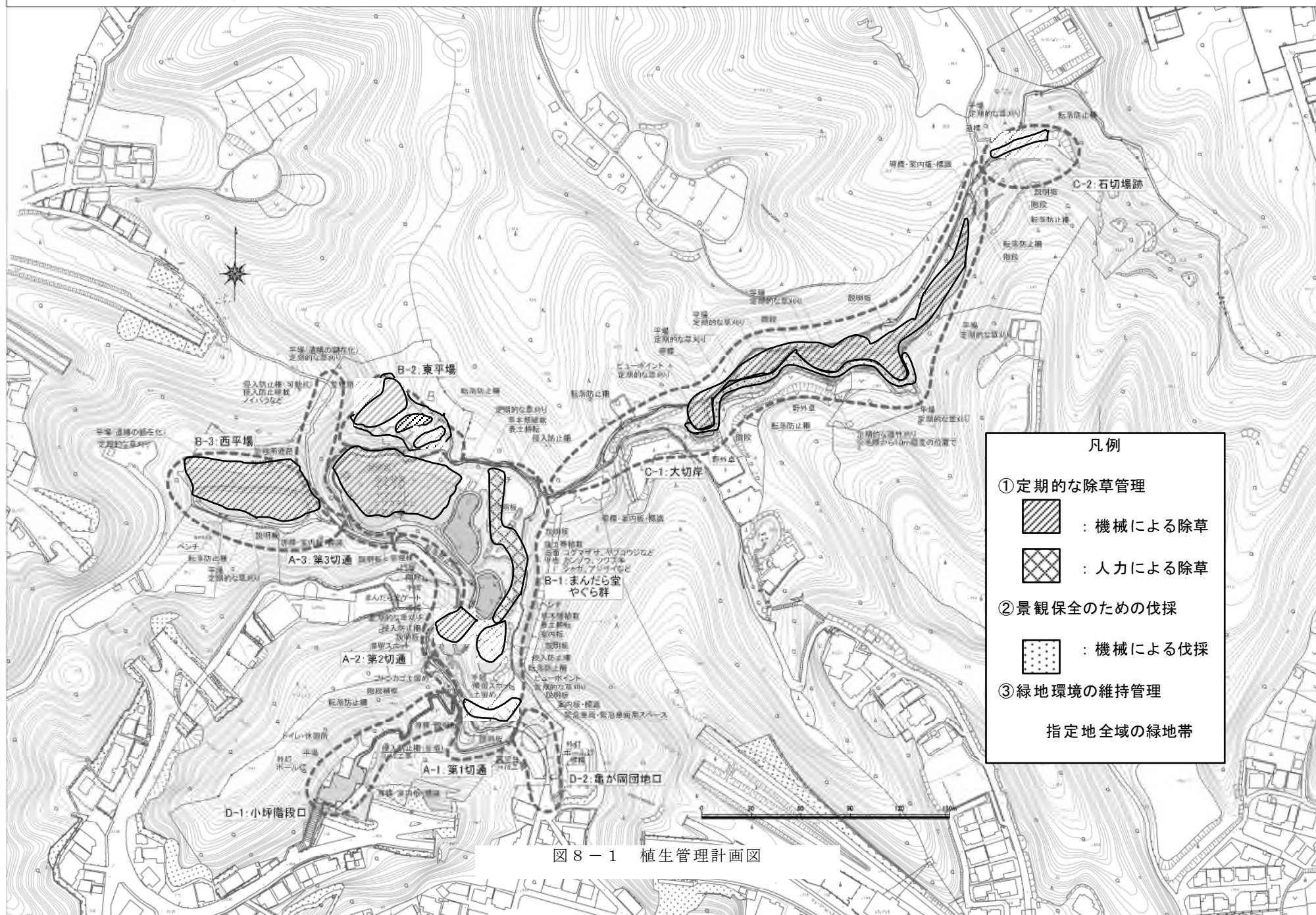


図8-1 植生管理計画図

4-2 景観保全のための伐採

史跡としての景観を保全したり、眺望を確保するために、景観に悪影響を与えている樹木の定期的な伐採や剪定を行う。以下に、具体的な対象範囲と方法を示す。

(1) 対象範囲

景観保全のための伐採の対象範囲は、「C-1：大切岸エリア」の大切岸前面平場の南側斜面に広がる篠竹（対象面積 約 550 m²）である。なお、篠竹の伐採は、大切岸方面、逗子市街方面の眺望を確保する目的と同時に、幅1 m、高さ1 m程度に刈り揃えることにより、平場からの転落防止（抑制）機能としての効果も期待している。

(2) 方法及び回数

篠竹の伐採は、機械除草を基本とする。ただし、地形や篠竹の生育状況に応じて人力除草も併用する。また、刈り取った竹は集積し、適切に処分する。

篠竹は、成育の時期が夏季に限定されるため、年間1回程度の伐採で管理が可能である。具体的な実施時期は、篠竹の成長が一段落する梅雨明けの時期（7月頃）が適当と考えるが、その年の気候や現地状況に応じて決定する。また、刈り取った篠竹の搬出は、史跡の立地上困難であることから、指定地内での処理方法（例えば、微生物による分解処理等）を積極的に検討する。

4-3 緑地環境の維持管理

緑地帯を健全に維持するために必要な間伐や枝打ち等を行う。以下に、具体的な対象範囲と方法を示す。

(1) 対象範囲

緑地環境の維持管理の対象範囲は、「E-1：緑地帯エリア」を中心とした指定地全域である。

(2) 方法及び回数

樹木の間伐等は、処理が必要な樹木が確認された場合は、その都度実施する。樹木の間伐、枝打ち等は、地形や樹木の生育状況、剪定位置等に応じて、機械及び人力を併用する。また、伐採した枝葉は、適切に処分する。また、必要に応じて、指定地内の樹木における病虫害の防除を実施する。

5. まんだら堂やぐら群内の植栽管理計画

まんだら堂やぐら群エリアにおける植栽の維持管理は、大きく以下の項目に分類される。

- ① 樹木の維持管理
- ② 草本の維持管理

これらについて、具体的な管理計画を以下に示す。

5-1 樹木の維持管理

A群・B群やぐら前面の平場にある既存の樹木植栽した低木の維持管理を行う。

(1) 対象範囲

- ・ A群・B群やぐら前面平場の既存の樹木
- ・ B群前面平場の侵入防止柵沿いに遮蔽のために植栽する低木
- ・ やぐら前面のスロープに、土砂の流亡防止と来訪者の侵入を防止するために植栽する低木

(2) 方法及び回数

樹木の剪定は、樹木を健全に維持管理することを目的として、年間1回程度実施する。具体的な実施時期は7～9月頃が適当と考えるが、その年の気候や現地の状況に応じて決定する。

5-2 草本類の維持管理

(1) 対象範囲

- ・ A群・B群やぐら前面平場（園路に囲まれた部分）に植栽する草本類
- ・ やぐら前面のスロープに、土砂の流亡防止と来訪者の侵入を防止するために植栽する草本類

(2) 方法及び回数

草花の植え付けは、植える植物の種類によって、年2回程度に実施する。実施時期は、3～4月頃と9～10月頃が適当と考えるが、その年の気候や現地の状況に応じて決定する。また、年間を通して、草花の維持管理を行う。植えつける植物と管理計画の案を表8-2に示す。

表8-2 まんだら堂やぐら群エリアの植栽管理計画（案）

平地部候補植物（草本類）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
リンドウ（春咲き） 落葉多年草	開花時期			開花観賞時期									
	植付時期										POT苗植付時期		
シャガ 常緑多年草	開花時期			開花観賞時期									
	植付時期			POT苗植付時期 (春または秋に植え付ける)							POT苗植付時期		
フィリアマドコロ 落葉多年草	開花時期			開花観賞時期 (冬まで葉も観賞対象)									
	植付時期	POT苗またはイモ根植付時期 (通年OK)											
キキョウ 落葉多年草	開花時期						開花観賞時期						
	植付時期			POT苗植付時期 (秋に播種も可)									
ヤブラン 常緑多年草	開花時期						開花観賞時期						
	植付時期	POT苗植付時期 (通年OK)											
ヤムユリ 球根植物	開花時期						開花観賞時期						
	植付時期										球根植付時期		
ヤブカンゾウ 球根植物	開花時期						開花観賞時期						
	植付時期			球根植付時期						球根植付時期			
キチジョウソウ 常緑多年草	開花時期							開花観賞時期					
	植付時期	POT苗植付時期 (通年OK)											
ホトトギス 落葉多年草	開花時期								開花観賞時期				
	植付時期			POT苗植付時期									
リンドウ（秋咲き） 落葉多年草	開花時期									開花観賞時期			
	植付時期			POT苗植付時期									
ヒガンバナ 球根植物	開花時期									開花観賞時期			
	植付時期						球根植付時期						
盛土帯平地部候補植物（低木）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
アジサイ 落葉低木	開花時期						開花観賞時期						
	植付時期		苗木植付時期					※花後直ぐの剪定が分かりやすい					
盛土帯法面部候補植物（草本類）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
コグマザサ 常緑ササ類	開花時期	通年葉を観賞											
	植付時期	POT苗植付時期 (通年OK)											
ヤブコウジ 湿性常緑低木	開花時期	結実観賞時期					開花時期					結実観賞時期	
	植付時期	POT苗植付時期 (通年OK)											